

## 修学資金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

決定番号

住 所

氏 名

印

## 修学資金の返還猶予について (申請)

次のとおり修学資金の返還猶予を受けたいので、秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 貸 与 総 額	円
2 返 還 済 額	円
3 返 還 未 済 額	円
4 返 還 猶 予 出 願 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間
5 猶 予 出 願 の 事 由	

(注) 県内の特定施設等又は県内施設等において業務に従事している場合には就業証明書を、災害・疾病その他やむを得ない事由による場合には医師若しくは歯科医師の診断書又は市町村長の罹災証明書を引き続き当該養成施設若しくは当該修士課程に在学している場合又は他種の養成施設若しくは博士課程において修学している場合には在学証明書を添付してください。